



補足-0407

平成 16 年 8 月

**独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室**

はじめに

本書は、「IT セキュリティ評価及び認証制度」で規定の基準及び方法の中の「認証機関が公開する評価基準補足文書」、「認証機関が公開する評価方法補足文書」に相当する文書であり、規格として公開している CC 及び CEM を補足するためのものである。

本補足は、“CCIMB Interpretations-0407”から 2002 年 6 月以降に発行された解釈(「補足-0210」に含まれる改訂された解釈は除く)を翻訳した文書であり、明らかな編集上の誤りを除いては、原文の記載事項に関わる変更は行っていない。

本補足は、“補足-0407”として識別する。

注：

1. 本書中の CC は、認証機関が公開している "Common Criteria for Information Technology Security Evaluation version 2.1"である。また、CEM は、認証機関が公開している "Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Part2 version 1.0"である。
2. 本書中の CC で記載してある段落番号については、規格として公開している CC の翻訳文書には段落番号が付与されていない。このため、該当箇所については、CC を参照のこと。

参考文献：

CCIMB Interpretations (as of 01 December 2003)

目 次

解釈 - 056	1
解釈 - 103	6
解釈 - 104	7
解釈 - 111	9
解釈 - 138	11
解釈 - 140	12
解釈 - 141	14
解釈 - 150	15
解釈 - 151	16
解釈 - 201	17
解釈 - 202	20
解釈 - 212	26
解釈 - 222	28
CCIMB 解釈目次 (CC 参照情報源による分類)	32
最終解釈	45

解釈 - 056

発効日	2003年10月31日
サブジェクト	FPT_TST への FPT_RCV 依存性は、どのような場合に論証し取り除くことができるか？
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、FPT_RCV CC パート 2、FPT_TST CC パート 2、附属書 J(FPT)
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

FPT_RCV ファミリにおける各コンポーネントは、FPT_TST.1 への依存性をもっている。TOE が誤りから成功裡に回復したことを保証するために、TOE 自身をテストできることが、明らかに効果的であるが、どのような場合にこの依存性を、論証し取り除くことができるか明確でない。

CCIMB 審議においても、これらファミリの回復、及び自己テストについて、TOE 能力の定義を柔軟性に示す必要性が認識された。

解釈：

FPT_RCV 及び FPT_TST ファミリ内の表現は、さらに柔軟である必要がある。FPT_RCV 及び FPT_TST 間における依存性の必要はない。FPT_RCV 及び FPT_TST のコンポーネントは、追加の操作を含む変更がされ、FPT_TST.1 への FPT_RCV コンポーネントの依存性の適用可能性の追加ガイダンスが、附属書 J で提供される。

変更：

CC v2.1 パート 2 は、以下のように変更される。

- FPT_TST.1 への FPT_RCV コンポーネントの依存性は削除される。
- 以下のテキストが、段落 1235 に追加される。

これらファミリの一つを使用することは、FPT_RCV の採用をサポートするために必要であると思われる。これは TOE が、いつ回復が必要とされるか検出することができるように保証することである。

- 以下の新しい FPT エlementを既存のものと置き換える。

FPT_RCV.1.1 [割付: 障害/サービス中断のリスト]後、TSF はセキュアな状態に戻す能力が提供されるメンテナンスモードに移らなければならない。

FPT_RCV.2.1 [割付: 障害/サービス中断のリスト]からの自動回復が不可能な場合、TSF はセキュアな状態に戻す能力が提供されるメンテナンスモードに移らなければならない。

FPT_RCV.3.1 [割付: 障害/サービス中断のリスト]からの自動回復が不可能な場合、TSF はセキュアな状態に戻す能力が提供されるメンテナンスモードに移らなければならない。

FPT_TST.1.1 TSF は、[選択: TSF、[割付: TSF の一部]]の正常動作を実証するために、[選択: 初期立ち上げ中、通常運用中定期的に、許可利用者の要求時に、条件[割付: 自己テストが作動すべき条件]下で]自己テストのスイートを実行しなければならない。

FPT_TST1.2 TSF は、許可利用者に、[選択: TSF データ、[TSF データの一部]]の完全性を検証する能力を提供しなければならない。

- 以下のテキストが、段落 1233 の後に追加される。

FPT_RCV を選択するとき、考慮しなければならない FPT_RCV と FPT_TST 間の異なる相互作用がある。

- a) 高信頼回復の必要性は、TSF 自己テストの結果を通して示すことができる、そこで、自己テストの結果は、TSF がセキュアでない状態であること、そしてセキュアな状態に復帰するのか、あるいはメンテナンスモードに移るのか、が要求されていることを示す。
- b) 上述したように、障害は、管理者により識別することができる。管理者は、セキュアな状態に TOE を回復するアクションを行うことができ、またセキュアな状態が達成されたことを確認する TSF 自己テストを起動することができる。あるいは、TSF 自己テストは、回復プロセスを完了するために起動されるかもしれない。
- c) 上記の a)及び b)の組合せでは、高信頼回復の必要性が、TSF 自己テストの結果を通して示される場合、管理者は TOE がセキュアな状態に回復するアクション

を行い、それからセキュアな状態が達成されたことを確認する TSF 自己テストを実施する。

- d) 自己テストは、障害/サービスの中断を検出し、次に、自動回復を行うか、またはメンテナンスモードに移るかのどちらか一方を行う。

(訳者注：原文では、a)、b)、c)、d)の表記がないが、c)の記述上必要であるため追記した。)

- 以下のテキストが、段落 1235 に追加される。*

これらファミリの一つを使用することは、FPT_RCV の採用をサポートするために必要であると思われる。これは TOE が、いつ回復が必要とされるか検出することができるように保証することである。

(* 訳者注：本変更は、本解釈内にて既に適用済みのため、不要である。)

- 以下のテキストが、段落 1236 の後に追加される。

回復の後で、TSF の自己テストを通してセキュアな状態が達成されたことを確認する必要があるかもしれない。しかし、回復がセキュアな状態でのみ達成されるような方法で実行された場合、そうでなければ回復が失敗するような方法で実行された場合、TSF 自己テストのコンポーネントである FPT_TST.1 への依存性は、論証し取り除くことができる。

- 以下のテキストが、段落 1239 の後に追加される。

操作

割付：

FPT_RCV.1.1 に対して、PP/ST 作成者は、TOE がメンテナンスモードに移る必要がある、障害/サービス中断（例えば、停電、監査領域枯渇、あらゆる障害または中断）のリストを特定するべきである。

- 以下のテキストが、段落 1245 の直前に挿入される。

FPT_RCV.2.1 に対して、PP/ST 作成者は、TOE がメンテナンスモードに移る必要がある、障害/サービス中断（例えば、停電、監査領域枯渇、あらゆる障害または中断）のリストを特定するべきである。

- 以下のテキストが、段落 1251 の直前に挿入される。

FPT_RCV.3.1 に対して、PP/ST 作成者は、TOE がメンテナンスモードに移る必要がある、障害/サービス中断（例えば、停電、監査領域枯渇、あらゆる障害または中断）のリストを特定するべきである。

- 以下のテキストが、段落 1300 に追加される。

FPT_TST.1.1 において、PP/ST 作成者は、自己テストが、すべての TSF、あるいは TSF の指定された一部の正しい操作を実証するために行われるかどうか特定するべきである。

FPT_TST.1.2 において、PP/ST 作成者は、データの完全性の検証が、すべての TSF データか、あるいは選択されたデータに対してのみか、特定するべきである。

- 以下のテキストが、段落 1301 に追加される。

FPT_TST.1.1 において、PP/ST 作成者は、選択されている場合、TSF 自己テストが必要となる、TSF の部分のリストを特定するべきである。

FPT_TST.1.2 において、PP/ST 作成者は、選択されている場合、完全性を検証する TSF データのリストを特定するべきである。

根拠：

調査によって、このようなコンポーネントにおける柔軟性の不足が確認された。TSF の一部が、回復のサポートをするためにのみテストされる必要がある場合があるかもしれない、そのような場合には、SFR FPT_TST.1 は満たされない。FPT_RCV 及び FPT_TST 間における関係に関し、CC パート 2 附属書 J の説明を単に提供することに、この要求の回答を限定するよりはむしろ、追加の問題を扱った。

CC パート 2 附属書 J では、FPT_RCV 及び FPT_TST 間の関係のいくつかの説明を提供している。ここでは、FPT_RCV は、電源断、ハードウェア障害、または管理者誤りによる障害のような、「一般的に予想されるシステム障害」からの回復に焦点を絞っていることは明らかである。そのような障害は、検出が容易であると特徴付けられており、重要視されるのは、セキュアな状態への回復が、どのように達成されるかということである。FPT_TST では、検索しなければ明らかにならないであろう障害を検索し、TSF の仕様に従っていることをチェックするためのテストを行うことが重要視されている。

FPT_TST への FPT_RCV 依存性の包含は、システムの中断の後、TSF がテストのスイートを通して正しく動作していることを確認しなければならないことを保証することであると想定している。これは、FPT_RCV がこのアプローチを要求していないので、欠陥のある議論

のように見える。依存性は、必要な必須条件を識別するよりむしろ、FPT_RCV を実装するときの手順を課しているように思われる。これは、TOE が単にメンテナンスモードに移る必要があり、回復が人為的な介入が必要な場合に、特に FPT_RCV.1 で当てはまる。機能要件の2つのセットは、実際は別々であり、依存性は削除される。

修正した追加の問題：

FPT_TST は、TSF の正しい動作を保証するためテストの完全なセットを要求する。どのテストを行うかを選択する操作は存在しない。したがってこのような状況では、ある非常に特定された障害のみをチェックする必要がある場合、依存性を満たさなければならないとしたら、負担の大きいテスト要件となるかもしれない。それは、また、FPT_RCV.1 が、あらゆる障害、または中断後にメンテナンスモードに移ることを要求する場合である。FPT_TST.1 への依存性は、その場で、回復が自己テストを通して障害の検出なしでできないことから生ずる。これは事実であるが、しかし詳細なテストが TST により呼び出されることを要求しないかもしれない。例えば、フラグを設定することで単純なチェックを通して達成することができる。必要なことは、それ故、FPT_RCV、及び FPT_TST コンポーネント内の表現を、より柔軟にすることである、と識別される。

以前、障害/サービス中断のリストは、RCV.2.2 及び RCV.3.2 でリストされる障害/サービス中断を単に補足するものとして思われていたため、RCV.2.1 及び RCV.3.1 においては要求されなかった。これは、この要件の実装によってすべての可能性が述べられなければならないにもかかわらず、障害/サービス中断の完全なリストは、どこにおいても明確に特定されなかったことを意味していた。改訂は、今回、どのイベントが考慮されるかを明らかにし、この要件の実装表現について考慮されるべき特定の障害/サービス中断の詳述を可能にする。

以前、FPT_RCV.1 において、TSF は、すべての障害/サービス中断に対してメンテナンスモードに移る必要があった。しかし、この解釈では、これがすべての場合に当てはまるわけではないことを示した。つまり、障害の特定のサブセットからの回復のための（有効な）要件があることを示した。

解釈 - 103

発効日	2003年7月15日
サブジェクト	アクセス制御属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、FDP_ACF
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

コモンクライテリアは、現在、制御されるエンティティ（サブジェクト、情報）の、関連するセキュリティ属性との明確な関連を識別するための機能要件を提供していない。既存の FDP_ACF ファミリは、単純なセキュリティ属性のリストを提供しているのみであり、制御されるエンティティとの必要とされる関連を記述することができない。

解釈：

アクセス制御方針のステートメントは、制御されるエンティティ（サブジェクト、オブジェクト）の、関連するセキュリティ属性との明確な関連を提供すべきである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.1 パート 2 になされる。

- FDP_ACF.1.1 エレメントは、以下のように置き換えられる。

FDP_ACF.1.1 TSF は、以下の[割付: 示された *SFP* 下において制御されるサブジェクトとオブジェクトのリスト、及び各々に対応する、*SFP* 関連セキュリティ属性、または *SFP* 関連セキュリティ属性の名前付けされたグループに基づいて、オブジェクトに対して、[割付: *アクセス制御 SFP*]を実施しなければならない。

- F.2 節において、段落 763 の始めの文章は、以下と置き換えられる。

FDP_ACF.1.1 では、PP/ST 作成者は、各制御されるサブジェクトとオブジェクトに対し、その機能が規則の特定において使用するセキュリティ属性及び/またはセキュリティ属性の名前付きグループの特定をすべきである。

解釈 - 104

発効日	2003年7月15日
サブジェクト	情報フロー属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、FDP_IFF
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

コモンクライテリアでは、現在、セキュリティ属性に関連する制御されるエンティティ（サブジェクト、情報）の、関連するセキュリティ属性との明確な関連を識別するための機能要件を提供していない。既存の FDP_IFF ファミリは、単純なセキュリティ属性のリストを提供しているのみであり、制御されるエンティティとの必要とされる関連を記述することができない。

解釈：

情報フロー制御方針のステートメントは、制御されるエンティティ（サブジェクト、情報）の、関連するセキュリティ属性との明確な関連を提供すべきである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.1 パート 2 になされる。

FDP_IFF.1.1 エlementは、以下のように置き換えられる。

FDP_IFF.1.1 TSF は、以下のサブジェクト及び情報のセキュリティ属性の種別に基づいて、
[割付: 情報フロー制御 SFP]を実施しなければならない: [割付: 示された SFP 下において制御されるサブジェクトと情報のリスト、及び各々のセキュリティ属性]。

FDP_IFF.2.1 エlementは、以下のように置き換えられる。

FDP_IFF.2.1 TSF は、以下のサブジェクト及び情報のセキュリティ属性の種別に基づいて、
[割付: 情報フロー制御 SFP]を実施しなければならない: [割付: 示された SFP 下において制御されるサブジェクトと情報のリスト、及び各々に対応する、セキュリティ属性]。

F.6 節、段落 810 は、以下で置き換えられる。

FDP_IFF.1.1 において、PP/ST 作成者は、各制御されるサブジェクトと情報に対し、その機

能が規則の特定において使用するセキュリティ属性の特定をすべきである。例えば、そのような属性には、サブジェクト識別子、サブジェクトの機密(sensitivity)レベル、サブジェクトの取扱許可(clearance)レベル、情報の機密レベルなどがある。セキュリティ属性の種別は、環境の必要性をサポートするのに十分であるべきである。

F.6 節、段落 822 は、以下で置き換えられる。

FDP_IFF.2.1 において、PP/ST 作成者は、各制御されるサブジェクトと情報に対し、その機能が規則の特定において使用するセキュリティ属性の特定をすべきである。例えば、そのような属性には、サブジェクト識別子、サブジェクトの機密(sensitivity)レベル、サブジェクトの取扱許可(clearance)レベル、情報の機密レベルなどがある。セキュリティ属性の種別は、環境の必要性をサポートするのに十分であるべきである。

解釈 - 111

発効日	2003年10月31日
サブジェクト	設定可能な失敗限界の容認
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、FIA_AFL CC パート 2、附属書 G (FIA)
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

エレメント FIA_AFL.1.1 において、PP/ST 作成者は、その値に達するか上回ったとき TSF になんらかの一つまたは複数のアクションを生じさせるような不成功認証試行のデフォルト回数特定すべきである。パート 2 附属書 G.1 の段落 958 では、PP/ST 作成者は、その数を「許可管理者が設定可能な数」と特定することができるかと述べている。しかしながら、エレメント FIA_AFL.1.1 ([割付：回数]) に用いている言い回しでは語句を挿入できない。

解釈：

TSF がなんらかのアクションを実行する前に許される不成功の認証試行回数を管理者が指定することができることを PP/ST 作成者が特定できるようにすべきである。この不成功認証試行回数は、PP/ST 作成者が許容する値の範囲から得られた値とすべきである。

PP/ST 作成者は、許容可能な値の範囲の上限及び下限を与えることにより、許容可能な値の範囲を特定すべきである。管理者はその範囲から値を選択する。したがって、認証試行回数は上限よりも小さいか等しく、下限よりも大きい等しい値とすべきである。特定された不成功認証試行回数は整数値でなければならない。

変更：

CC v2.1 パート 2 は、以下のように変更される。

- FIA_AFL.1.1 は、以下のように置き換えられる。

FIA_AFL.1.1 TSF は、[割付：認証事象リスト] に関して、[選択：[割付：正の整数値]，「 [割付：許容可能な値の範囲] 内における管理者設定可能な正の整数値」] 回の不成功認証試行が生じたときを検出しなければならない。

- 附属書 G.1、FIA_AFL.1、操作では、「割付」操作の前に以下を追加する。

選択：

FIA_AFL.1.1 において、PP/ST作成者は、正の整数値の割付あるいは許容可能な範囲の値の範囲を特定する「管理者設定可能な正の整数値」の語句を選択すべきである。

(* 訳者注：原文の“of the range”は、不要と思われる。)

- 附属書 G.1、FIA_AFL.1、操作、段落 958(最初の「割付」)は、以下と置き換えられる。

FIA_AFL.1.1 において正の整数の割付が選択された場合、PP/ST 作成者は、その値を満たすか超えたとき事象を引き起こすような不成功認証試行回数のデフォルト値(正の整数)を特定すべきである。

FIA_AFL.1.1 において管理者設定可能な正の整数が選択された場合、PP/ST 作成者は、TOE の管理者が設定できる不成功認証試行回数の許容可能な範囲を特定すべきである。認証試行回数は上限より小さいか等しく、下限より大きいか等しい値とすべきである。

根拠：

本解釈では、PP/ST 作成者が許容可能な値の範囲内で、管理者によって特定される不成功認証試行回数の指定を許している。これは特定された数が正の整数であることを保証する。

解釈 - 138

発効日	2002年6月5日
サブジェクト	繰返し、及び範囲の限定化
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、2.1.4 節
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、3.4.5 節 (APE_REQ.1) CEM、4.4.6 節 (ASE_REQ.1)

問題：

「範囲の限定化(すなわちエレメントの適用可能性の制限)」の問題が、許容可能な詳細化かどうかという点で最近議論となっている。CC 及び CEM では、要件のすべての側面がカバーされていなければならないということについて明確でない。

解釈：

繰返しが TOE の一部に対して狭く適用される場合、すべての繰返しの集合は要件のすべての側面をカバーしなければならない。

変更：

CC v2.1、パート 1、4.4.1.3 節は、解釈 - 019 のとおり更新される。

解釈 - 140

発効日	2003年7月15日
サブジェクト	ガイダンスは AGD_ADM、AGD_USR、ADO 及び ALC_FLR を含む
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	CC パート 3、11 章 AGD
CEM 参照	

問題：

CC では、TOE を IT 製品あるいはシステムと、それに関連する管理者及び利用者ガイダンス証拠資料（それは評価の対象となる）として定義している。つまり、CC は明示的に利用者及び管理者ガイダンスの二つのガイダンス文書のタイプを定義している。しかしながら、これら二つの文書は、TOE の利用者及び管理者に対するガイダンスを構成するすべての情報を含んではいない。

このことは、1) 誰が、ガイダンスを要するその TOE の利用者なのか、2) 配付、導入、立ち上げガイダンス及び欠陥修正ガイダンスが、ガイダンス文書要件の全体的なスキームのどこに適するのか、という課題が発生する。

TOE の定義は、利用者の特定の「タイプ」を選抜すべきではない。ガイダンス証拠資料は、TOE の「すべて」の利用者により TOE のセキュアな配付、導入、構成、運用、管理及び利用を保証することが求められる。例えば、それらは一般利用者、特権利用者、インテグレータ、導入者、保守者を含み、そうした文書の範囲は、導入、構成、運用、一般的な利用、管理利用、エラー報告、回復、その他を含む。

TOE は、1) 評価すべき製品またはシステム、及び 2) TOE の適用及び利用を支援するガイダンス証拠資料、という点から定義をすべきである。

解釈：

TOE は IT 製品あるいはシステムと、それに関連するガイダンス証拠資料（それは評価の対象となる）として定義される。ガイダンス証拠資料の範囲は、その TOE の意図する目的のためのセキュアな配付、導入、構成、運用、保守、及び利用に必要とされるところである。

変更：

以下の変更が、CC パート 1、用語集になされる。

評価対象 (Target of Evaluation, TOE) - 評価の対象となる IT 製品またはシステム、及び関連するガイダンス証拠資料。

ガイダンス証拠資料 (Guidance Documentation) - ガイダンス証拠資料は、TOE の配付、導入、構成、運用、管理及び利用を記述する。これらのアクティビティは、TOE の利用者、管理者及びインテグレータに適用される。ガイダンス文書の範囲と内容における要件は、PP または ST において定義する。

さらに、以下の文が、パート 3、11 章、段落 370 に追加される。

ガイダンス証拠資料には、利用者及び管理者ガイダンスを含み、保証パッケージを含む場合には、ADO クラス及び ALC_FLR ファミリの要件に起因する利用者及び管理者のための特定のガイダンスをも含む。

解釈 - 141

発効日	2003年7月15日
サブジェクト	監査証跡に対する改変は許可される場合がある
CCパート1参照	
CCパート2参照	CCパート2、FAU_STG
CCパート3参照	
CEM参照	

問題：

FAU_STG ファミリの各コンポーネントの二番目のエレメントは、監査記録への許可された改変と許可されない改変を区別していない。課されている改変管理は、許可されない改変のみに関わっていると思われる。

解釈：

許可されない改変のみが禁止される。TSP に従って実施される監査記録への改変は許可される。

変更：

FAU_STG.1.2 エレメントは、以下のように置き換えられる。

FAU_STG.1.2 TSF は、監査証跡内の監査記録への不正な改変を [選択：防止、検出] できねばならない。

(訳者注：本解釈の後に、解釈 - 202 が発行されているため、本置き換えは無視すること。)

FAU_STG.2.2 エレメントは、以下のように置き換えられる。

FAU_STG.2.2 TSF は、監査証跡内の監査記録への不正な改変を [選択：防止、検出] できねばならない。

(訳者注：本解釈の後に、解釈 - 202 が発行されているため、本置き換えは無視すること。)

解釈 - 150

発効日	2003年7月15日
サブジェクト	TOE 評価の開始時に、完全な評価済み ST は必要ではない
CC パート 1 参照	CC パート 1、4.2.2 節 CC パート 1、4.5.3 節
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

TOE 評価の一部として用いるためには、ST 評価はどの程度完了していなければならないか？

解釈：

評価済み ST は、TOE 評価の開始前には必要ではない。しかし、評価の基準とするために、ある程度完全であることが必要である。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.1 パート 1 になされる。

- 4.2.2 節、段落 110 (a)を以下のように言い換える。
 - a) TOE の証拠のセット、これは TOE 評価のための基準となる ST を含む
- 4.5.3 節、段落 161 を以下のように言い換える。

TOE 評価は、実質的に完成した ST に基づいて、パート 3 に含まれている評価基準に照らして実施する。実質的に完成した ST とは、その後の評価プロセスにおける問題によるリスクを削減するものであり、評価スキームで受け入れ可能な程度で、かつ評価上の重大な問題が全く予見されない程度に、全ての節が完成している状態のものである。TOE 評価の結果は、TOE が評価済み ST に含まれているセキュリティ要件を満たしていることを実証することである。

解釈 - 151

発効日	2003 年 10 月 31 日
サブジェクト	セキュリティ属性には情報と資源の属性が含まれる
CC パート 1 参照	CC パート 1、2.3 節
CC パート 2 参照	
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

CC パート 1 における「セキュリティ属性」の定義と CC の他の部分におけるその用語の使い方との間には食い違いがある。CC の他の部分では、セキュリティ属性は情報と資源に関連付けられて参照されている。

解釈：

「セキュリティ属性」という用語は、(情報フロー方針の下での)情報と資源に関連付けられたセキュリティ関連の特性としても用いられている。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.1 パート 1 になされる。

- 2.3 節、段落 46 を以下のように言い換える。

セキュリティ属性 (Security attribute) - TSP の実施を目的として用いられる、サブジェクト、利用者、オブジェクト、情報、及び/または資源の特性。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈 - 201

発効日	2003年10月31日
サブジェクト	割付により特定される「その他の特性」
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、FMT_MSA CC パート 2、FMT_REV CC パート 2、FMT_AMT
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

CC のパラダイムは、PP/ST 作成者に対し、割付を通して「その他」の情報を特定させることである。FMT_MSA.3、FMT_AMT.1、及び FMT_REV.1 コンポーネントは、本パラダイムには従わない；本パート 2 附属書は、その他の特性を特定するために詳細化の使用を明確に要求する。

例えば、FMT_MSA.3.1 において、デフォルト値に関する「その他の特性」の選択は、割付により特定される。

コモンクライテリアでは、任意情報が追加された場合には、通常、割付操作を通して完了される。詳細化については、追加実装詳細が提供される場合に用いられる。特にこの問題は、CC 作成者が、選択における割付の埋め込みを回避するために、割付の代わりに誤って詳細化を用いたためと思われる。本解釈は、割付を明確にすることにより、誤りを訂正する。

解釈：

割付操作においてその他の情報を特定する方法は、CC において一貫して提示されるべきである。

変更：

本解釈に対応するために、以下の変更が CC v2.1 パート 2 になされる。

- 8.2 節、FMT_MSA.3、FMT_MSA.3.1 エLEMENTは、以下のように置き換えられる。

FMT_MSA.3.1 TSFは、そのSFPを実施するために使われるセキュリティ属性として、
[選択: 制限的、許可的、[割付: その他の特性]] デフォルト値を与える [割付: アクセス制御 SFP、情報フロー制御 SFP] を実施しなければならない。

- 8.4 節、FMT_REV.1、FMT_REV.1.1 エLEMENTは、以下のように置き換えられる。

FMT_REV.1.1 TSF は、TSC の範囲内で、[選択: *利用者、サブジェクト、オブジェクト*、[割付: *その他追加の資源*]]に関連したセキュリティ属性を取り消す能力を、[割付: *許可された識別された役割*] に制限しなければならない。

- 10.1 節、FPT_AMT.1、FPT_AMT.1.1 エLEMENTは、以下のように書き換えられる。

FPT_AMT.1.1 TSF は、TSF の下層にある抽象マシンによって提供されるセキュリティ前提条件の正しい操作を実証するために、[選択: *初期立ち上げ中、通常操作中に定期的に、許可利用者の要求で*、[割付: *その他の条件*]] にテストのスイートを走らせなければならない。

- 以下の文章が、段落 1032 から削除される。

「その他の特性の場合、PP/ST 作成者は、これを特定の特性に詳細化すべきである。」

- 以下が、段落 1033 の前に追加される。

割付：

FMT_MSA.3.1 において、PP/ST 作成者がその他の特性を選択した場合、PP/ST 作成者は、デフォルト値が要求する特性を特定すべきである。

- 段落 1049 は、以下の段落で置き換えられる。

FMT_REV.1.1 において、PP/ST 作成者は、利用者、サブジェクト、オブジェクト、あるいはいかなる追加資源からセキュリティ属性を取り消す能力が、TSF によって提供されなければならないかどうかを特定すべきである。

割付：

FMT_REV.1.1 において、PP/ST 作成者は、追加資源が選択された場合、それらのセキュリティ属性を取り消す能力が、TSF によって提供されなければならないかどうかを特定すべきである。

- 段落 1181 は、以下の段落で置き換えられる。

FPT_AMT.1.1 において、PP/ST 作成者は、初期立ち上げ時、通常操作中に定期的に、許可利用者の要求に応じて、あるいはその他の条件で、いつ TSF が抽象マシンテストを実行させるかを特定すべきである。テストがしばしば走れば、テストがあまり頻繁に走

らないときと比べて*、エンド利用者は、TOE が正しく動作しているという、より大きな信頼を持つはずである。しかしながら、自己テストが TOE の通常動作を遅延させることがしばしばあるので、TOE が正しく動作していることの信頼に対する必要性は、TOE の可用性に対する潜在的な影響とバランスをとらねばならない。

(* 訳者注：原文は"then"だが、"than"の間違い。)

割付：

FPT_AMT.1.1 において、PP/ST 作成者は、他の条件が選択された場合、自己テストの実行頻度を特定すべきである。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈 - 202

発効日	2003年8月26日
サブジェクト	選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用
CC パート 1 参照	CC パート 1、4.4.1 節
CC パート 2 参照	CC パート 2、FAU_GEN CC パート 2、FAU_STG CC パート 2、FMT_MSA CC パート 2、FPR_PSE CC パート 2、附属書 C.2 (FAU_GEN) CC パート 2、附属書 C.6 (FAU_STG) CC パート 2、附属書 H.2 (FMT_MSA) CC パート 2、附属書 I.2 (FPR_PSE)
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

選択操作において、複数の項目の選択が許可されるのかどうか不明確である。

もしそれが明示して禁止されているのでなければ、選択リストからの一つを超える選択がなされても良いということが明確にされるべきである。このような選択リストでは、複数の選択肢を選択することがどこで内部の矛盾をもたらすか明確にされるべきである。

割付において、どのような場合に「なし」が有効な完了であるのか不明確であった。

解釈：

パート 2 附属書は、選択と割付の有効な完了のガイダンスを提示する。このガイダンスは、いかに操作を完了させるかについて規定の指示を提供し、PP/ST 作成者が、逸脱を正当としない場合、この指示に従わなければならない。

- 「なし」は、明示的に示されている場合のみ、選択の完了に対して選ぶことができる。

選択の完全性に係わり提示されるリストは、空白であってはならない。もし「なし」の選択肢が選ばれた場合、追加の選択肢は選ばなくてもよい。「なし」が選択における選択肢として与えられない場合、選択において、「から一つのみ選択」という明確な記

述がない場合に限り、「及び」及び「または」の組み合わせが許される。

選択操作は、必要な箇所の繰返しにより、組み合わせられることがある。この場合、各々の繰返しの選択肢の適用は、選択操作が排他的であることが意図されているので、他の繰返し選択の対象と重複すべきではない。

- 割付の完了について、パート 2 附属書では、どのような場合、「なし」が有効な完了であるかについて指示する。

変更：

以下の変更が、CC v2.1 パート 1 になされる。

段落 149 の前に以下を挿入する。

パート 2 附属書は、選択と割付の有効な完了のガイダンスを提示する。このガイダンスは、いかに操作を完了させるかについて規定となる指示を提供し、PP/ST 作成者が、逸脱を正当としない場合、この指示に従わなければならない。

- 「なし」は、明示的に示される場合のみ、選択の完了として選ぶことができる。

選択の完全性に係わり提示されるリストは、空白であってはならない。もし「なし」の選択肢が選ばれた場合、追加の選択肢は選ばなくてもよい。「なし」が選択における選択肢として与えられない場合、選択において、「及び」及び「または」の組み合わせが「から一つのみ選択」という明確な記述がない場合に限り許される。

選択操作は、必要な箇所の繰返しにより、組み合わせられることがある。この場合、各々の繰返しの選択肢の適用可能性は、排他的であることを目的とするので、他の繰返し選択の対象と重複しない。

- 割付の完了について、パート 2 附属書では、「なし」を有効な完了であると指示する。

以下の変更が、CC v2.1 パート 2 になされる。

附属書 B から M：タイトルの括弧のすべてが削除される。

(訳者注：本解釈の後に解釈 - 212 が発行されているため、附属書 A から M の「(参考)」を削除することになる。)

CC パート 2、1.2 節の段落 10 は、以下のように変更される。

附属書 B から M までは、機能クラスの適用上の注釈を提供する。この資料は、適切な操作を適用し、適切な監査または証拠資料情報を選択する方法についての規定の指示と見なさねばならない；助動詞 *すべきである (should)* の使用は、その指示が非常に望ましいことを意味する、しかし他の方法を適切であると正当化することもできる。異なる選択肢が付与される箇所では、選択は、PP/ST 作成者に委ねられる。

(* 訳者注：本解釈の後に解釈 - 222 が発行されているため、上記の最初の文章は解釈 - 222 にて置き換わる。)

- 3.2 節、FAU_GEN.1.1 は、以下と置き換えられる。

FAU_GEN.1.1 TSF は、以下の監査対象事象の監査記録を生成できなければならない：

- a) 監査機能の起動と終了；
- b) 監査の[選択: 最小、基本、詳細、指定なし: から一つのみ選択]レベルのすべての監査対象事象；及び
- c) [割付: 上記以外の個別に定義した監査対象事象]。

- C.2 節、FAU_GEN.1、段落 567 は、以下と置き換えられる。

FAU_GEN.1.1b では、PP/ST 作成者は、PP/ST に含まれる他の機能コンポーネントの監査セクションで呼び出される監査対象事象のレベルを選択すべきである。このレベルは、「最小」、「基本」、「詳細」、または「指定なし」のうちの一つである。

- C.2 節、FAU_GEN.1、段落 568 は、以下と置き換えられる。

FAU_GEN.1.1c では、PP/ST 作成者は、監査対象事象のリストに含められるその他の特別に定義された監査対象事象のリストを割り付けるべきである。その割付には、なし、あるいは次の事象 - 特定のアプリケーションプログラミングインタフェース(API)の使用を通して生成される事象はもとより、FAU_GEN.1.1b で要求されるものより監査レベルの高い機能要件の監査事象 - などを含むことができる。

- C.2 節、FAU_GEN.1、段落 569 は、以下と置き換えられる。

FAU_GEN.1.1c では、PP/ST 作成者は、PP/ST に含まれる監査対象事象ごとに、監査事象記録に含まれるその他の監査関連情報のリスト、またはなしの割付をすべきである。

- C.3 節、FAU_SAA.1、段落 577、以下の文章が段落の後に追加される。

監査証跡の分析において用いられるべき TSF に関する追加規則が存在しない場合、本割付は、なしで完了することができる。

- C.5 節、FAU_SEL.1、段落 625、以下の文章が段落の後に追加される。

監査の選択を基本とする追加規則が存在しない場合、本割付は、なしで完了することができる。

- 3.6 節、FAU_STG.1.2 は、以下と置き換えられる。

FAU_STG.1.2 TSF は、監査証跡内の監査記録への不正な改変を[選択: 防止、検出: から一つのみ選択]できねばならない。

(訳者注: 本解釈と解釈 - 141 が発行されているため、「不正な」の挿入を要する。)

- C.6 節、FAU_STG.1、段落 629 は、以下と置き換えられる。

FAU_STG.1.2 において、PP/ST 作成者は、監査証跡に対する改変を、TSF に禁止させるかあるいは検出させるだけにすることを特定すべきである。これらの選択肢の一つのみを選択することができる。

- 3.6 節、FAU_STG.2.2 は、以下と置き換えられる。

FAU_STG.2.2 TSF は、監査証跡内の監査記録への不正な改変を[選択: 防止、検出: から一つのみ選択]できねばならない。

(訳者注: 本解釈と解釈 - 141 が発行されているため、「不正な」の挿入を要する。)

- C.6 節、FAU_STG.2、段落 632 は、以下と置き換えられる。

FAU_STG.2.2 において、PP/ST 作成者は、監査証跡に対する改変を、TSF に禁止させるかあるいは検出させるだけにすることを特定すべきである。これらの選択肢の一つのみを選択することができる。

- C.6 節、FAU_STG.2、段落 633 の最後の文章は、以下と置き換えられる。

この条件は次のいずれかである：監査格納の領域枯渇、失敗、攻撃。

- 3.6 節、FAU_STG.4.1 は、以下と置き換えられる。

FAU_STG.4.1 TSF は、監査証跡が満杯になった場合、[選択: *監査対象事象の無視、特権を持つ許可利用者に関わるもの以外の監査対象事象の抑止、最も古くに格納された監査記録への上書き: から一つのみ選択*]及び[割付: *監査格納失敗時にとられるその他のアクション*]を行わねばならない。

- C.6 節、FAU_STG.4、段落 639 は、段落の最後に以下の文章を挿入する。

これらの選択肢の一つのみを選択することができる。

- C.6 節、FAU_STG.4、段落 640 は、段落の最後に以下の文章を挿入する。

監査格納失敗の場合において取られるアクションが存在しない場合、この割付はなしで完了できる。

- 8.2 節、FMT_MSA.3.1 は、以下と置き換えられる。

FMT_MSA.3.1 TSF は、その SFP を実施するために使われるセキュリティ属性として、[選択: *制限的、許可的: から一つのみ選択*、[割付:*その他の特性*]]デフォルト値を与える [割付: *アクセス制御 SFP、情報フロー制御 SFP*]を実施しなければならない。

- H.2 節、FMT_MSA.3.1 は、段落の最後に以下の文章を挿入する。

これらの選択肢の一つのみを選択することができる。

- 9.2 節、FPR_PSE.1.3 は、以下と置き換えられる:

FPR_PSE.1.3 TSF は、[選択: *利用者の別名を決定し、利用者から別名を受け入れ: から一つのみ選択*]かつそれが[割付: *別名の尺度*]に適合していることを検証しなければならない。

- I.2 節、FPR_PSE.1、段落 1110 は、段落の最後に以下の文章を挿入する。

これらの選択肢の一つのみを選択することができる。

- 9.2 節、FPR_PSE.2.3 は、以下と置き換えられる:

FPR_PSE.2.3 TSF は、[選択: *利用者の別名を決定し、利用者から別名を受け入れ: か*

ら一つのみ選択]かつそれが[割付: 別名の尺度]に適合していることを検証しなければならない。

- I.2 節、FPR_PSE.2、段落 1118 は、段落の最後に以下の文章を挿入する。

これらの選択肢の一つのみを選択することができる。

- 9.2 節、FPR_PSE.3.3 は、以下と置き換えられる。

FPR_PSE.3.3 TSF は、[選択: 利用者の別名を決定し、利用者から別名を受け入れ: から一つのみ選択]かつそれが[割付: 別名の尺度]に適合していることを検証しなければならない。

- I.2 節、FPR_PSE.3、段落 1129 は、段落の最後に以下の文章を挿入する。

これらの選択肢の一つのみを選択することができる。

解釈 - 212

発効日	2003年10月31日
サブジェクト	FPT_PHP と FMT_MOF の関係
CC パート 1 参照	
CC パート 2 参照	CC パート 2、FPT_PHP CC パート 2、附属書 J.7 (FPT_PHP)
CC パート 3 参照	
CEM 参照	

問題：

FPT_PHP.1 において、管理アクティビティは不正確に扱われている。CC v2.1 は、FPT_PHP.1 が FMT_MOF.1 に依存することを示している。しかしながら、FPT_PHP.1 は物理的改ざんが生じたかどうかを判断するためにある利用者の役割を必要としない。管理機能はそのような役割のために考えられるのだが。

解釈：

PP または ST において、FPT_PHP.1 コンポーネントを含めることは、物理的干渉が生じたかどうかを決定する利用者または役割のために管理機能を要求できるけれども、FPT_PHP.1 は FMT_MOF.1 に依存しない。

変更：

以下の変更が、CC v2.1 パート 2 になされる。

- 10.7 節内、「管理: FPT_PHP.1」節における段落 408 は、以下と置き換えられる。

以下のアクションは FMT の管理機能と考えられる：

a) 物理的干渉が生じたかどうかを決定する利用者または役割の管理。

- FPT_PHP.1 コンポーネントにおいて、「依存性:」に続くテキストは、以下と置き換えられる。

なし

- 附属書 J.7 において、段落 1223 は、以下と置き換えられる。

FPT_PHP.1 は、TOE のパートに対する許可されない物理的な改ざんの脅威が手続き的方法では対抗できないときに使用されるべきである。それは、TSF に対する検出されない物理的

改ざんの脅威に対応する。一般的に、許可利用者は、改ざんが行われたかどうかを検証するための機能を与えられる。文字通り、このコンポーネントは、単に TSF に改ざんを検出する能力を提供するだけである。FMT_MOF.1 における管理機能の特定は、誰がその能力を使用できるようにするか、及び彼らがどのようにその能力を使用できるようにするかを特定するためと考えられる。もしこの機能が非 IT メカニズム（物理的な検査など）で実現される場合は、管理機能は要求されない。

根拠：

追加の根拠は必要なく、当該解釈が述べるものがすべてである。

解釈 - 222

発効日	2003年10月31日
サブジェクト	「規定 (Normative)」と「参考 (Informative)」の意味と使用方法
CC パート 1 参照	CC パート 1、2 節
CC パート 2 参照	CC パート 2、1.2 節 CC パート 2、全附属書
CC パート 3 参照	
CEM 参照	CEM、1.3.2 節

問題：

「規定 (normative)」と「参考 (informative)」の意味は何か、そしてそれぞれは何に適用するのか？「規定 (normative)」と「参考 (informative)」という用語が使用される場合、それらは辞書の定義と一致しない方法で使用されているように見えるが、まだ、CC、または CEM において定義は存在しない。その他の場合 (CEM パート 2 の段落 23、1.3.2 節のような)、ワークユニットとサブタスクに伴うガイダンステキストが、規定 (normative) または参考 (informative) であるかどうかについて明確なステートメントが存在しない。

さらに、「適用上の注釈」という語句が、CC/CEM、及び PP 両方の文脈において使用されている。両方の文脈は同等のものであるか？

解釈：

以下の用語は、国際規格の構成及び作成の規則である ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部に含まれている ISO 定義に従って使用される：「規定 (normative)₁」、「参考 (informative)₁」、「しなければならない (shall)₁」、「すべきである (should)₁」、「することができる (may)₁、及び「できる (can)₁。それぞれに対する ISO の定義は、CC パート 1 の用語集に追加される。

CC、及び CEM のすべての部分は、「参考 (informative)」と明確に示されている以外、「規定 (normative)」と考えるべきである。

この取り扱いに対するあらゆる矛盾は、CC の今後のバージョンにおいて扱う。

変更：

以下の変更が、CC v2.1 パート 1 になされる。

- 以下の節が、2.3 節、用語集の後ろに追加される。

2.4 予約語

以下の用語は、国際規格の構成及び作成の規則である ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部に含まれている ISO 定義に従って使用される：すべてのテキストは、「参考」と明確に示されている以外、「規定」と考えるべきである。

規定 (Normative): 規定テキストは、「文書の適用範囲を記述し、そして規定を提示する」ものである (ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部)。規定テキストにおいては、助動詞「しなければならない (shall)」、「すべきである (should)」、「することができる (may)」、及び「できる (can)」は、この用語集において記述される ISO 基準の意味を持つ、そして助動詞「ねばならない (must)」は使用しない。明確に「参考」と表示されていない場合、すべての CC テキストは規定である。要件を満たすことに関係するあらゆるテキストは、規定と考えられる。

参考 (Informative): 参考テキストは、「文書の理解、または使用を援助することを意図する追加情報を提供する。」ものである (ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部)。参考テキストは、要件を満たすことに関連しない。

しなければならない (Shall): 規定テキストにおいて、「しなければならない (shall)」は、「文書に準拠し、そして逸脱を許さない厳格に従う要件」を示す。(ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部)

すべきである (Should): 規定テキストにおいて、すべきである (should) は、「いくつかの可能性の中で、他に言及することなくまたは他を排除することなく、特に適切であるとして 1 つを推奨すること、または一連のアクションが望ましいが、必ずしも必要ではないこと。」を示す (ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部)。CC は、「必ずしも必要ではない」は、他の可能性の選択はなぜ望ましい選択肢が選択されなかったのかの根拠を求めることを意味すると解釈する。

することができる (May): 規定テキストにおいて、することができる (may) は、「文書の制限内で許される一連のアクション」を示す。(ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部)

できる (Can): 規定テキストにおいて、できる (can) は、「有形的、物理的、または原因的な可能性と能力のステートメント」を示す。(ISO/IEC 専門業務用指針 第 2 部)

以下の変更が、CC v2.1 パート 2 になされる。

- 段落 9 のテキストは、以下と置き換えられる。

附属書 A は、機能コンポーネントの依存性の完全な相互参照表を含む機能コンポーネントの潜在的な利用者のために解釈上の情報を提供する。

- 段落 10 の最初の文章は、以下と置き換えられる。

「附属書 B から附属書 M までは、機能クラスのための解釈上の情報を提供する。」

- 各附属書の識別子は、「参考」から「規定」に変更される。
- 段落 526 のテキストは、以下と置き換えられる。

この附属書は、パート 2 本文に記載されたファミリー及びコンポーネントについての追加ガイダンスを載せたもので、コンポーネントを使用する利用者、開発者あるいは評価者によって必要となろう。適切な情報を見つけ出すのに便利なよう、附属書におけるクラス、ファミリー、及びコンポーネントの表現は、パート 2 の本文と同様である。

- 段落 543 のテキストは、以下と置き換えられる。

以下の附属書 C から M は、このパート 2 の本文で定義された機能クラスに対する解釈上の注釈を提供する。

以下の変更が、CEM パート 2 v1.0 になされる。

- CEM パート 2 の段落 23、1.3.2 節は、以下のように変更される。

ガイダンステキストを伴うワークユニットとサブタスクは、さらに評価での CC 用語の適用方法を説明している。記述されている方法は規定であり、助動詞はこれらの助動詞に関する ISO 定義に従っていることを意味する；つまり：助動詞「するべきである (should)」は、記述されている方法が非常に望ましい場合に使用されている、そして助動詞「することができる (may)」は、記述されている(いくつかの)方法は許されるが、優先するものが示されないところで使用されている。(助動詞「しなければならない (shall)」は、ワークユニットのテキストにおいてのみ使用される。)

根拠：

ガイダンステキストを規定にすることは、CEM 作成者の初期の意向であった。ガイダンステキスト、ワークユニット、またはサブタスクにおける混乱を回避するため、CEM 作成者によって助動詞「しなければならない (shall)」を使用しないと決定された；しかしながら、初期の意向は、参照される段落において明確に記述されていない。CEM の参考文献のあらゆる部分を規定にするこ

とは決して CEM 作成者の意向ではなかった。なぜならば、パート 2 に対する附属書の関係は、パート 3 に対する CEM の関係と同様であり、パート 2 附属書は、規定と同様である。これは、v2.1 が発行されたときに、不注意で「参考」として表示されたためである。

当解釈は、単純に、CC において常に用いられる ISO 基準定義を明確にし、そしてパート 2 附属書の目的とする表示を戻すことである。

CCIMB 解釈目次 (CC 参照情報源による分類)

(2003年12月1日付)

本目次ページでは、CCIMB により承認され、CC/CEM 参照により分類された集合解釈をリストする。直接参照（解釈から得られた結果である文書変更箇所）及び間接的参照（誰の意味合いが明確であるか、別な言葉で言えば影響されるか、しかしながら、解釈によってまだ変更されていない文書箇所）の双方が包含される。日付は、承認時を示す。

CC パート 1 に関連する解釈

CC v2.1 パート 1、2.3 節

解釈 222： 「規定 (Normative)」と「参考 (Informative)」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 1、2.3 節

解釈 140： ガイダンスは AGD_ADM、AGD_USR、ADO 及び ALC_FLR を含む (2003 年 7 月 15 日)

解釈 151： セキュリティ属性には情報と資源の属性が含まれる (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 1、4.2.2 節

解釈 150： TOE 評価の開始時に、完全な評価済み ST は必要ではない (2003 年 7 月 15 日)

CC v2.1 パート 1、4.4.1 節

解釈 019： 保証の繰返し (2002 年 2 月 11 日)

解釈 098： 詳細化の制限 (2002 年 2 月 11 日)

解釈 138： 繰返し、及び範囲の限定化 (2002 年 6 月 5 日)

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用 (2003 年 7 月 15 日)

CC v2.1 パート 1、4.5.3 節

解釈 150： TOE 評価の開始時に、完全な評価済み ST は必要ではない (2003 年 7 月 15 日)

CC v2.1 パート 1、5.3 節

解釈 008： 追加及び適合のオーバーラップ (2001 年 7 月 31 日)

CC v2.1 パート 1、5.4 節

解釈 008： 追加及び適合のオーバーラップ (2001 年 7 月 31 日)

CC v2.1 パート 1、附属書 B

解釈 049： 環境によって対処される脅威 (2001 年 2 月 16 日)

解釈 067： ST に欠けている適用上の注釈 (2000 年 10 月 15 日)

CC v2.1 パート 1、附属書 B.2.6

解釈 019： 保証の繰返し (2002 年 2 月 11 日)

解釈 058： 詳細化をめぐっての混乱 (2001 年 7 月 31 日)

解釈 098： 詳細化の制限 (2002 年 2 月 11 日)

CC v2.1 パート 1、附属書 C

解釈 032： ASE_TSS における機能強度の分析 (2000 年 10 月 15 日)

解釈 067： ST に欠けている適用上の注釈 (2000 年 10 月 15 日)

CC v2.1 パート 1、附属書 C2.4

解釈 049： 環境によって対処される脅威 (2001 年 2 月 16 日)

CC v2.1 パート 1、附属書 C2.5

解釈 049： 環境によって対処される脅威 (2001 年 2 月 16 日)

CC v2.1 パート 1、附属書 C2.6

解釈 019： 保証の繰返し (2002 年 2 月 11 日)

解釈 058： 詳細化をめぐっての混乱 (2001 年 7 月 31 日)

解釈 098： 詳細化の制限 (2002 年 2 月 11 日)

CC v2.1 パート 1、附属書 C2.7

解釈 032： ASE_TSS における機能強度の分析 (2000 年 10 月 15 日)

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用 (2002 年 2 月 11 日)

CC パート 2 に関連する解釈

CC v2.1 パート 2、1 章

解釈 058： 詳細化をめぐっての混乱 (2001 年 7 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、1.2 節

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、2.1.4 節

解釈 019： 保証の繰返し (2002 年 2 月 11 日)

解釈 098： 詳細化の制限 (2002 年 2 月 11 日)

解釈 138： 繰返し、及び範囲の限定化 (2002 年 6 月 15 日)

CC v2.1 パート 2、FAU_GEN

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用 (2003 年 8 月 26 日)

CC v2.1 パート 2、FAU_STG

解釈 141： 監査証跡に対する改変は許可される場合がある (2003 年 7 月 15 日)

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用 (2003 年 8 月 26 日)

CC v2.1 パート 2、FAU_ACF

解釈 103： アクセス制御属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連 (2003 年 7 月 15 日)

CC v2.1 パート 2、FDP_IFF

解釈 104： 情報フロー属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連 (2003 年 7 月 15 日)

CC v2.1 パート 2、FIA_AFL

解釈 111： 設定可能な失敗限界の容認 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、FMT

解釈 065： セキュリティ機能の管理を求めるコンポーネントがない (2001 年 7 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、FMT_MOF

解釈 212： FPT_PHP と FMT_MOF の関係 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、FMT_MSA

解釈 201： 割付により特定される「その他の特性」 (2003 年 10 月 31 日)

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用について (2003 年 8 月 26 日)

CC v2.1 パート 2、FMT_REV

解釈 201： 割付により特定される「その他の特性」(2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、FMT_PHP

解釈 212： FPT_PHP と FMT_MOF の関係 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、FPT_RCV

解釈 056： FPT_TST における FPT_RCV 依存性は、どのような場合に論証し取り除くことができるか? (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、FPT_TST

解釈 056： FPT_TST における FPT_RCV 依存性は、どのような場合に論証し取り除くことができるか? (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 A

解釈 222： 「規定 (Normative)」と「参考 (Informative)」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 B

解釈 222： 「規定 (Normative)」と「参考 (Informative)」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 C

解釈 222： 「規定 (Normative)」と「参考 (Informative)」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 C.2 (FAU_GEN)

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用 (2003 年 8 月 26 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 C.6 (FAU_STG)

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用 (2003 年 8 月 26 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 D

解釈 222： 「規定 (Normative)」と「参考 (Informative)」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 E

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 E.1 (FCS_CKM)

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 F

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 F.2 (FDP_ACF)

解釈 103： アクセス制御属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連 (2003 年 7 月 15 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 F.6 (FDP_IFF)

解釈 103： アクセス制御属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連 (2003 年 7 月 15 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 G

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 G.1 (FIA_AFL)

解釈 111： 設定可能な失敗限界の容認 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 H

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 H.2 (FMT_MSA)

解釈 201： 割付により特定される「その他の特性」 (2003 年 10 月 31 日)

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用 (2003 年 8 月 26 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 H.4 (FMT_REV)

解釈 201： 割付により特定される「その他の特性」 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 I

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 I.2 (FPR_PSE)

解釈 202： 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用 (2003 年 8 月 26 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 J

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 J.1 (FPT_AMT)

解釈 201： 割付により特定される「その他の特性」(2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 J.7 (FPT_PHP)

解釈 212： FPT_PHP と FMT_MOF の関係 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 J.8 (FPT_RCV)

解釈 055： パート 2 附属書において参照されている不正確なコンポーネント、FPT_RCV(2000 年 10 月 15 日)

解釈 056： FPT_TST における FPT_RCV 依存性は、どのような場合に論証し取り除くことができるか？ (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 K

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 L

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 2、附属書 M

解釈 222： 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法 (2003 年 10 月 31 日)

CC パート 3 に関連する解釈

CC v2.1 パート 3、2.1.4 節

解釈 019： 保証の繰返し (2002 年 2 月 11 日)

解釈 098： 詳細化の制限 (2002 年 2 月 11 日)

CC v2.1 パート 3、2.4 節

解釈 009： 「対抗する」の定義 (2001 年 4 月 13 日)

解釈 033： パート 3 における「チェックする(check)」の使用 (2000 年 10 月 15 日)

CC v2.1 パート 3、APE_DES

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 3、APE_OBJ

解釈 043： APE/ASE_OBJ.1 における「明確に記述される」の意味 (2001 年 2 月 16 日)

解釈 049： 環境によって対処される脅威 (2001 年 2 月 16 日)

CC v2.1 パート 3、APE_REQ

解釈 013： 単一の TOE における複数のドメインに対する複数の SOF 主張 (2000 年 10 月 15 日)

解釈 049： 環境によって対処される脅威 (2001 年 2 月 16 日)

解釈 085： 主張全体への追加の SOF 主張 (2002 年 2 月 11 日)

CC v2.1 パート 3、APE_SRE

解釈 064： 明示された要件に対する明らかに高すぎる基準 (2001 年 2 月 16 日)

CC v2.1 パート 3、ASE_DES

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用 (2003 年 10 月 31 日)

CC v2.1 パート 3、ASE_OBJ

解釈 043： APE/ASE_OBJ.1 における「明確に記述される」の意味 (2001 年 2 月 16 日)

解釈 049： 環境によって対処される脅威 (2001 年 2 月 16 日)

CC v2.1 パート 3、ASE_REQ

解釈 013： 単一の TOE における複数のドメインに対する複数の SOF 主張 (2000 年 10 月 15 日)

解釈 085： 主張全体への追加の SOF 主張 (2002 年 2 月 11 日)

CC v2.1 パート 3、ASE_SRE

解釈 064： 明示された要件に対する明らかに高すぎる基準（2001 年 2 月 16 日）

CC v2.1 パート 3、ASE_TSS

解釈 032： ASE_TSS における機能強度分析（2000 年 10 月 15 日）

CC v2.1 パート 3、ASE_INT

解釈 008： 追加及び適合のオーバーラップ（2001 年 7 月 31 日）

CC v2.1 パート 3、ASE_OBJ

解釈 043： APE/ASE_OBJ.1 における「明確に記述される」の意味（2001 年 2 月 16 日）

解釈 049： 環境によって対処される脅威（2001 年 2 月 16 日）

CC v2.1 パート 3、ASE_REQ

解釈 013： 単一の TOE における複数のドメインに対する複数の SOF 主張（2000 年 10 月 15 日）

解釈 049： 環境によって対処される脅威（2001 年 2 月 16 日）

解釈 085： 主張全体への追加の SOF 主張（2002 年 2 月 11 日）

CC v2.1 パート 3、ASE_SRE

解釈 064： 明示された要件に対する明らかに高すぎる基準（2001 年 2 月 16 日）

CC v2.1 パート 3、ASE_TSS

解釈 032： ASE_TSS における機能強度分析（2000 年 10 月 15 日）

CC v2.1 パート 3、クラス ACM

解釈 024： 商用の「既製品」(COTS) 製品について要求される評価証拠（2001 年 2 月 16 日）

解釈 037： 製品または TOE に関する ACM とは（2001 年 2 月 16 日）

CC v2.1 パート 3、ACM_CAP

解釈 003： 構成リストに記載されている構成要素の一意の識別（2002 年 2 月 11 日）

解釈 037： 製品または TOE に関する ACM とは（2001 年 2 月 16 日）

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用（2003 年 10 月 31 日）

解釈 095： ACM_SCP に対する ACM_CAP の依存性（2001 年 2 月 16 日）

CC v2.1 パート 3、ACM_SCP

解釈 004： 不明確な ACM_SCP.*.1C 要件（2001 年 11 月 12 日）

解釈 038 : C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用 (2003年10月31日)

解釈 095 : ACM_SCP に対する ACM_CAP の依存性 (2001年2月16日)

CC v2.1 パート 3、ADO_DEL

解釈 016 : ADO_DEL の目的 (2002年2月11日)

解釈 116 : ADO_DEL の区別できないワークユニット (2001年7月31日)

CC v2.1 パート 3、クラス ADV

解釈 024 : 商用の「既製品」(COTS) 製品について要求される評価証拠 (2001年2月16日)

CC v2.1 パート 3、ADV_HLD

解釈 006 : 仮想マシン記述 (2000年10月15日)

CC v2.1 パート 3、ADV_SPM

解釈 069 : 非形式的なセキュリティ方針モデル (2001年3月30日)

CC v2.1 パート 3、ADO

解釈 140 : ガイダンスは AGD_ADM、AGD_USR、ADO 及び ALC_FLR を含む (2003年7月15日)

CC v2.1 パート 3、ADO_IGS

解釈 051 : C&P(表示・提示)エレメントなしの「証拠資料」の使用 (2002年10月25日)

CC v2.1 パート 3、AGD

解釈 140 : ガイダンスは AGD_ADM、AGD_USR、ADO 及び ALC_FLR を含む (2003年7月15日)

CC v2.1 パート 3、AGD_ADM

解釈 027 : AGD_ADM における事象及び機能 (2001年2月16日)

CC v2.1 パート 3、ALC_FLR

解釈 062 : 欠陥報告のソースをめぐっての混乱 (2001年7月31日)[FLR 補足に組み込み]

解釈 092 : TOE のリリース (2001年7月31日)[FLR 補足に組み込み]

解釈 094 : FLR ガイダンス文書の欠落 (2001年7月31日)[FLR 補足により優先される]

解釈 140 : ガイダンスは AGD_ADM、AGD_USR、ADO 及び ALC_FLR を含む (2003年7月15日)

CC v2.1 パート 3、クラス AVA

解釈 024： 商用の「既製品」(COTS)製品について要求される評価証拠(2001年2月16日)

CC v2.1 パート 3、AVA_SOF

解釈 013： 単一の TOE における複数のドメインに対する複数の SOF 主張(2000年10月15日)

解釈 032： ASE_TSS における機能強度分析(2000年10月15日)

解釈 085： 主張全体への追加の SOF 主張(2002年2月11日)

CC v2.1 パート 3、AVA_VLA

解釈 031： 明白な脆弱性(2001年2月16日)

解釈 051： C&P(表示・提示)エレメントなしの「証拠資料」の使用(2002年10月25日)

CC v2.1 パート 3、15 章

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用(2003年10月31日)

CC v2.1 パート 3、AMA_AMP

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用(2003年10月31日)

CC v2.1 パート 3、AMA_CAT

解釈 038： C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用(2003年10月31日)

CC v2.1 パート 3、AMA_SIA

解釈 033： パート 3 における「チェックする(check)」の使用(2000年10月15日)

CEM パート 2 に関連する解釈

CEM パート 2 v1.0、1.3.2 節

解釈 222： 「規定(Normative)」と「参考(Informative)」の意味と使用方法(2003年10月31日)

CEM パート 2 v1.0、2 章

解釈 024： 商用の「既製品」(COTS)製品について要求される評価証拠(2001年2月16日)

CEM パート 2 v1.0、APE_OBJ

解釈 049： 環境によって対処される脅威（2001年2月16日）

CEM パート 2 v1.0、APE_REQ

解釈 019： 保証の繰返し（2002年2月11日）

解釈 080： APE_REQ.1-12 は、「決定するために、・・・を検査しなければならない」という文章のスタイルになっていない（2000年10月15日）

解釈 084： TOE と環境に対しての異なる対策方針（2001年2月16日）

解釈 085： 主張全体への追加の SOF 主張（2002年2月11日）

解釈 138： 繰返し、及び範囲の限定化（2002年6月5日）

CEM パート 2 v1.0、APE_SRE

解釈 064： 明示された要件に対する明らかに高すぎる基準（2001年2月16日）

CEM パート 2 v1.0、ASE_ENV

解釈 133： AVA_MSU.2 における一貫性分析（2002年10月25日）

CEM パート 2 v1.0、ASE_INT

解釈 008： 追加及び適合のオーバーラップ（2001年7月31日）

CEM パート 2 v1.0、ASE_OBJ

解釈 049： 環境によって対処される脅威（2001年2月16日）

CEM パート 2 v1.0、ASE_REQ

解釈 019： 保証の繰返し（2002年2月11日）

解釈 084： TOE と環境に対しての異なる対策方針（2001年2月16日）

解釈 085： 主張全体への追加の SOF 主張（2002年2月11日）

解釈 138： 繰返し、及び範囲の限定化（2002年6月5日）

CEM パート 2 v1.0、ASE_SRE

解釈 064： 明示された要件に対する明らかに高すぎる基準（2001年2月16日）

CEM パート 2 v1.0、ASE_TSS

解釈 127： 正しい位置にない TSS ワークユニット（2002年10月25日）

CEM パート 2 v1.0、ACM_CAP

解釈 003： 構成リストに記載されている構成要素の一意の識別（2002年2月11日）

CEM パート 2 v1.0、ACM_SCP

解釈 004 : 不明確な ACM_SCP*.1C 要件 (2001 年 11 月 12 日)

解釈 038 : C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用 (2003 年 10 月 31 日)

CEM パート 2 v1.0、ADO_DEL

解釈 016 : ADO_DEL の目的 (2002 年 2 月 11 日)

解釈 116 : ADO_DEL の区別できないワークユニット (2001 年 7 月 31 日)

解釈 128 : 配付手続きのカバレッジ (2002 年 11 月 15 日)

CEM パート 2 v1.0、ADO_IGS

解釈 051 : C&P(表示・提示)エレメントなしの「証拠資料」の使用 (2002 年 2 月 11 日)

CEM パート 2 v1.0、ADO_SPM

解釈 069 : 非形式的なセキュリティ方針モデル (2001 年 3 月 30 日)

CEM パート 2 v1.0、ATE_COV.2

解釈 074 : ATE_COV.2-3 及び ATE_DPT.1-3 について重複した参考テキスト (2000 年 10 月 15 日)

CEM パート 2 v1.0、ATE_DPT.1

解釈 074 : ATE_COV.2-3 及び ATE_DPT.1-3 について重複した参考テキスト (2000 年 10 月 15 日)

CEM パート 2 v1.0、ATE_FUN.1

解釈 075 : ATE_FUN.1-4 及び ATE_IND.2-1 について重複した参考テキスト (2000 年 10 月 15 日)

CEM パート 2 v1.0、ATE_IND.1

解釈 075 : ATE_FUN.1-4 及び ATE_IND.2-1 について重複した参考テキスト (2000 年 10 月 15 日)

CEM パート 2 v1.0、ATE_IND.2

解釈 075 : ATE_FUN.1-4 及び ATE_IND.2-1 について重複した参考テキスト (2000 年 10 月 15 日)

CEM パート 2 v1.0、ワークユニット 4 : AVA_MSU.2-8

解釈 133 : AVA_MSU.2 における一貫性分析 (2001 年 2 月 16 日)

CEM パート 2 v1.0、AVA_VLA

解釈 031： 明白な脆弱性 (2002 年 10 月 25 日)

解釈 051： C&P(表示・提示)エレメントなしの「証拠資料」の使用 (2002 年 10 月 25 日)

CEM パート 2 v1.0、附属書 B.2

解釈 120： 不明確なプロセス予想のサンプリング (2001 年 11 月 12 日)

CEM パート 2 v1.0、附属書 B.6

解釈 025： ハードウェアの記述に要求される詳細レベル (2001 年 7 月 31 日)

解釈 037： 製品または TOE に関する ACM とは (2001 年 2 月 16 日)

最終解釈

本目次では、それぞれが最終的に完成された日付により分類し、集合である RI をリストする。

2000 年 10 月 15 日最終

解釈 006 : 仮想マシン記述

解釈 032 : ASE_TSS における機能強度分析

解釈 033 : パート 3 における「チェックする(check)」の使用

解釈 055 : パート 2 附属書において参照されている不正確コンポーネント、FPT_RCV

解釈 067 : ST に欠けている適用上の注釈

解釈 074 : ATE_COV2-3 及び ATE_DPT.1-3 について重複した参考テキスト

解釈 075 : ATE_FUN.1-4 及び ATE_IND.2-1 について重複した参考テキスト

解釈 080 : APE_REQ.1-12 は、「決定するために、・・・を検査しなければならない」という文章のスタイルになっていない

2000 年 10 月 30 日最終

解釈 013 : 単一の TOE における複数のドメインに対する複数の SOF 主張

2001 年 2 月 16 日最終

解釈 024 : 商用の「既製品」(COTS) 製品について要求される評価証拠

解釈 027 : AGD_ADM における事象及び機能性

解釈 031 : 明白な脆弱性

解釈 037 : 製品または TOE に関する ACM とは

解釈 043 : APE/ASE_OBJ.1 における「明確に記述される」の意味

解釈 049 : 環境によって対処される脅威

解釈 064 : 明示された要件に対する明らかに高すぎる基準

解釈 084 : TOE と環境に対しての異なる対策方針

解釈 095 : ACM_SCP に対する ACM_CAP の依存性

解釈 133 : AVA_MSU.2 における一貫性分析

2001 年 3 月 30 日最終

解釈 069 : 非形式的なセキュリティ方針モデル

2001 年 4 月 13 日最終

解釈 009 : 「対抗する」の定義

2001 年 7 月 31 日最終

解釈 008 : 追加及び適合のオーバーラップ

解釈 025 : ハードウェアの記述に要求される詳細レベル*

(* 訳者注: 原文のサブジェクト「拡張要件の性質: 保証、あるいは機能性?」は間違い。)

解釈 058 : 詳細化をめぐっての混乱

解釈 062 : 欠陥報告のソースをめぐっての混乱 [FLR 補足に組み込み]

解釈 065 : セキュリティ機能の管理を求めるコンポーネントがない

解釈 092 : TOE のリリース [FLR 補足に組み込み]

解釈 094 : FLR ガイダンス文書の欠落 [FLR 補足により優先される]

解釈 116 : ADO_DEL の区別できないワークユニット

2001 年 10 月 29 日最終

解釈 127 : 正しい位置にないワークユニット

解釈 128 : 配付手続きのカバレッジ

2001 年 11 月 12 日最終

解釈 004 : 不明確な ACM_SCP*.1C 要件

解釈 120 : 不明確なプロセス予想のサンプリング

2002 年 2 月 11 日最終

解釈 003 : 構成リストに記載されている構成要素の一意の識別

解釈 016 : ADO_DEL の目的

解釈 019 : 保証の繰返し

解釈 038 : C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用

解釈 051 : C&P(表示・提示)エレメントなしの「証拠資料」の使用

解釈 085 : 主張全体への追加の SOF 主張

解釈 098 : 詳細化の制限

2002 年 6 月 5 日最終

解釈 138 : 繰返し、及び範囲の限定化

2002 年 10 月 25 日最終

解釈 031 : 明白な脆弱性

解釈 051 : C&P(表示・提示)エレメントなしの「証拠資料」の使用

解釈 127 : 正しい位置にない TSS ワークユニット

解釈 133 : AVA_MSU.2 における一貫性分析

2002 年 11 月 15 日最終

解釈 128 : 配付手続きのカバレッジ

2003年7月15日最終

解釈 103 : アクセス制御属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連

解釈104 : 情報フロー属性の、サブジェクト及びオブジェクトとの関連

解釈 140 : ガイダンスは AGD_ADM、AGD_USR、ADO 及び ALC_FLR を含む

解釈 141 : 監査証跡に対する改変は許可される場合がある

解釈 150 : TOE 評価の開始時に、完全な評価済み ST は必要ではない

2003年8月26日最終

解釈 202 : 選択操作における一つないし複数の項目の選択、及び割付における「なし」の使用

2003年10月31日最終

解釈 038 : C&P(表示・提示)エレメントにおける「少なくとも(as a minimum)」の使用

解釈 056 : FPT_TST における FPT_RCV 依存性は、どのような場合に論証し取り除くことができるか？

解釈 111 : 設定可能な失敗限界の容認

解釈 151 : セキュリティ属性には情報と資源の属性が含まれる

解釈 201 : 割付により特定される「その他の特性」

解釈 212 : FPT_PHP と FMT_MOF の関係

解釈 222 : 「規定 (Normative) 」と「参考 (Informative) 」の意味と使用方法